包括認定　　TJ11-183
2011年10月19日

ハウスプラスすまい保険
設計施工基準第3条に係る確認書

ハウスサポート倶楽部　　御中

ハウスプラス住宅保証株式会社

住宅瑕疵担保責任保険（ハウスプラスすまい保険）設計施工基準第1章総則第3条に基づき、貴社からの適用除外事項の検討依頼内容が設計施工基準の下記条項と同等以上の性能を有するものと認めましたので通知いたします。

1. 確認した工法または建築材料

ハウスサポート倶楽部　遮熱シート「アプリ」

2. 適用除外条項

第9条第2項（1）第9条第2項（3）

・第9条第2項（1）
通気構法とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。
・第9条第2項（3）
防水紙の重ね合わせは、縦、横とも90mm以上とする。横の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げは150mm 以上、金属系サイディング仕上は150mm 以上とする。ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。

COPY

3. 適用除外内容

遮熱シート「アプリ」を通気工法とした外壁に用いる防水紙とする。

4. 適用除外条件

1）遮熱シート「アプリ」の施工については、「遮熱シート『アプリ』設計・施工チェックシート」の通りとする。
2）第9条第2項（1）、第9条第2項（3）以外の基準については、ハウスプラスすまい保険設計施工基準に準拠する

5. 適用範囲・部位

通気構法とした外壁

6. その他

1) 審査を行った部分以外はハウスプラスすまい保険設計施工基準に準拠することを条件とします。
2) 保険お申込みの際は、本書の写し（適用除外条件に別添資料とある場合はそれを含む）の提出が必要であることを申込者に説明してください。
3) 矩計図等に当該仕様を用いることを明記していただくよう、設計者へご指示ください。

7. 適用日

平成20年08月01日以降にハウスプラスすまい保険のお申込みを受け付けた住宅に適用します。また、上記工法等における仕様の変更等が生じた場合は、速やかにハウスプラス住宅保証株式会社へ報告してください。

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2010